

○国立大学法人埼玉大学施設・環境マネジメント 委員会規則

〔平成21年7月23日
規則第36号〕

改正 平成24. 9. 25 24規則34 平成29. 3. 16 28規則64
令和4. 3. 17 3規則40

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に、施設・環境マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学における教育研究活動に対応した施設の確保、活用、維持等の実施方策及び環境配慮への取組み等に関する計画を策定することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる施設・環境マネジメントに関する業務を行う。

- (1) 施設整備の中・長期計画に関すること。
- (2) 施設の点検・評価及びこれに基づく施設の有効活用に関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。
- (4) キャンパス内の交通対策に関すること。
- (5) 環境配慮への取組み・省エネルギーに関すること。
- (6) キャンパス内の環境整備に関すること。
- (7) その他施設・環境整備に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 教育学部長
- (4) 人文社会科学研究科長
- (5) 理工学研究科長
- (6) 学長が指名する教員
- (7) 総務部長
- (8) 研究・連携推進部長
- (9) 財務部長
- (10) 学務部長
- (11) その他学長が必要と認めた者

- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 第1項第6号及び第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会が必要と認めるときは、関連する事項を調査・検討するために、専門部会を置くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、財務部施設管理課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月23日から施行する。
- 2 国立大学法人埼玉大学災害危機対策室規則（平成17年規則第19号）は、廃止する。

附 則（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成29. 3. 16 28規則64）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。